

令和8年度 高槻市

# 酒米価格高騰対策補助金

～酒米の価格高騰を受けた酒類製造事業者の、酒米仕入れ価格上昇分の一部を補助します～

酒造に用いる原料である酒米価格の急激な上昇を受け、高槻市では、市内の酒類製造事業者を対象として、購入した酒米の価格上昇分の一部を補助することで、市内酒蔵をはじめとする酒類製造事業者の安定的な製造と事業継続を支援します。

## 1.補助対象者(下記のすべてに該当する者)

- ①酒類製造事業者
- ②酒税法により定められた酒類製造免許を有する者
- ③令和8年4月1日現在、高槻市内に主たる事業所を有する者
- ④酒米を原材料として、酒類を自社で製造している者
- ⑤同事業を継続する意思を有する者



## 2.用語の定義

酒米	清酒及びその他酒類の製造に原料として用いる米 (酒造好適米、加工用米、一般米) 及びその加工品(米粉)
酒類製造事業者	清酒、発泡酒、リキュール及びその他の醸造酒の製造事業者

## 3.補助金額

【申請額】

「令和7年産酒米」と「令和6年産酒米」の購入額の差額のうち価格高騰分の2分の1

算定式	$(a-b) \times c$	算定式記号 = 説明(単位)
【補助率】	算定金額の2分の1以内	a = 令和7年産酒米の購入平均単価(円)
【補助金額の上限】	<b>250万円</b> (1事業者あたり)	b = 令和6年産酒米の購入平均単価(円)
		c = 令和7年産酒米の購入量(俵/60kg)

## 4. 補助対象酒米（製品酒類例）

- ①酒造好適米（清酒など）
- ②加工用米（醸造酒など）
- ③一般米（どぶろく、リキュール、発泡酒等）



## ▼申請スケジュール

6/15(月)	受付開始
↓	受付後、順次審査 交付決定～請求～交付
8/31(月)	受付終了

## 5. 申請方法・提出書類

申請前に内容をご相談のうえ、下記の書類を産業振興課へご提出ください。

区分	No.	様式	書類名	確認事項・備考
様式	1	第1号	交付申請書	
	2	第2号	酒米購入実績報告書・ 補助金額計算表	対象酒米の生産年、数量、購入金額等
	3	第3号	要件確認申立書	暴力団関係者でないこと
	4	指定	債権者登録申請書	(振込先未登録時のみ)
添付 書類	5	—	企業概要	酒類製造事業の状況
	6	—	酒類製造免許の写し等	酒類製造免許の取得状況
	7	—	履歴全部事項証明書	主たる事業所が高槻市であること
	8	—	補助対象酒米の領収書等	様式第2号の記載事項の証拠書類
	9	—	直近の決算書の写し	申請者の事業及び財務状況
	10	—	その他	必要に応じてご案内

※各様式は市ウェブサイトから入手可。詳細な要件確認は事前相談時に行います。

## 6. 申請期間

令和8年6月15日（月）から令和8年8月31日（月）まで

## 7. 問合せ・申請先

高槻市 産業振興課

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号(高槻市総合センター9階)

TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133